

令和3年第9回農業委員会議事録  
(公開用)

令和3年9月27日

下妻市農業委員会



## 令和3年第9回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月27日（月） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室

### 3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第5号 農地の買受適格証明（3条）の交付決定について

第6号 令和4年度 下妻市農業施策等に関する意見書について

第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について  
（農地中間管理事業）

第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する意見について

### 4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

### 出席委員次の通り

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 京空 克芳  | 2番 柴崎 尚   | 3番 白井 安男  |
| 4番 杉田 恒夫  | 5番 飯村 昇   | 6番 篠崎 宏之  |
| 7番 中島喜美夫  | 8番 小島 博幸  | 9番 栗島 喜好  |
| 10番 齋藤 孝夫 | 11番 栗原 三郎 | 12番 飯岡 勝美 |
| 13番 塚田 好克 | 14番 程塚 裕行 | 15番 野村 操  |
| 16番 稲川 広美 | 17番 木村 一巳 | 18番 森 槇雄  |
| 19番 中山 基  |           |           |

### 出席職員次の通り

局長 小林 正幸 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主査 飯塚 美紀子

（午後1時30分 開会）

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和3年第9回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は11番 栗原三郎君、12番 飯岡勝美君の両名を指名いたします。  
それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、田下及び下栗地内、6筆、田、合計1,381㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人茨城県農林振興公社が、8月の報告第1号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、今泉地内、畑、447㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、山尻地内、9筆、畑、合計6,092㎡、申請理由は新規就農で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の1ページをご確認願います。

| 議案番号    | 1                                                       | 処理番号 | 1 | 担当委員 | 小島委員 |
|---------|---------------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、J A常総ひかり下妻千代川支店から北東へ約 400m ないし 800m にあり、雑草が繁茂していた。 |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし        |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月17日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。                       |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。                                |      |   |      |      |

| 議案番号    | 1                                                | 処理番号 | 2 | 担当委員 | 野村委員 |
|---------|--------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、下妻市商工会から南西へ約 400m にあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。   |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月18日及び19日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。       |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。                         |      |   |      |      |

| 議案番号    | 1                                                 | 処理番号 | 3 | 担当委員 | 木村委員 |
|---------|---------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、山尻農村集落センターから南東へ約 650m 圏内にあり、麦刈りあとで、雑草が生えていた。 |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし  |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月19日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。                 |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。                          |      |   |      |      |

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

2ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、3件の申請であります。通常、農地法第3条の許可要件以外を適用することとなりますので、先に制度のご説明を行った後に、提案理由説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

耕作目的で農地の売買や貸し借りをを行うときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があることから、毎月ご審議をいただいております。(1)の許可の対象となるのは、農地の売買、貸し借りなどで、相続などは農地法の許可が不要となっております。

なお、(2)の許可要件でございますが、次の①から⑤に該当する場合には許可とすることができません。主なものとしては、①の一部の農地が農地以外で利用される違反転用の場合や、④の経営面積が50アールに満たない場合などです。また、法人につきましては、②にあるとおり、農地所有適格法人でない場合には許可することができないとされています。これらは農地法第3条第2項各号に規定され、申請書の審査を行った結果として、問題ない案件につきましては、提案理由説明の中で「農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。」とご説明をさせていただいております。今回、ご審議いただきます議案第2号につきましては、すべて農地所有適格法人ではない一般法人の申請でありますので、(2)の許可要件のうち、②に該当してしまうことから、通常は許可できない案件となります。しかし、平成21年の農地法改正により、農地を利用できるものの範囲が拡大され、一定の条件を満たす場合、農地所有適格法人以外の一般法人の農業参入が可能となりました。そちらが、3ページ中段の四角内にある「農地所有適格法人以外の法人による権利の取得の特例（農地法第3条第3項）」となります。許可要件といたしましては、①農地を適正に利用していないと認められる場合には貸借契約が解除となる解除条件が貸借契約書に付されていること、②地域における適切な役割分担を担い、継続的・安定的な農業経営を行うと見込まれること、③業務執行役員などのうち1人以上の者が、耕作等に常時従事すること、これら3つの要件を満たす場合には、一般法人であっても農地を借り受けることができるとされております。

続きまして、その下の「権利取得後の経営面積が50アール（下限面積）に満たない場合の特例（農地法施行令第2条第3項）」につきまして、ご説明させていただきます。

今回の申請案件のうち処理番号3号につきましては、権利取得後の経営面積が約12アールであることから50アールを満たさず、(2)の許可要件のうち④に該当するため許可できない案件となります。しかし、耕作の事業がハウス園芸などによる花き、野菜等の栽培であり、通常、農業経営に比べ、労力や生産費用を多くかけ、小さい面積で大きな収益を得る場合には、農地法施行令第2条第3項第1号の規定により、50アールの下限面積を満たさなくとも権利の取得ができるとされております。処理番号3号はハウスでトマトの水耕栽培を行う計画となっておりますので、こちらの要件を満たすものと考えます。また、処理番号1号及び2号につきましては、賃借人が同一法人であり、両申請ともに許可されることを条件に、下限面積要件を満たすものでございます。

以上で一般法人及び下限面積に関する許可要件の特例の説明を終わります。議案書は2ページにお戻り願います。

処理番号1号、申請地、半谷地内、畑、4,464㎡、申請理由は農業への新規参入で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。先ほどご説明いたしました一般法人による権利取

得に関する特例要件を満たすとともに、農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、大宝地内、畑、2,758㎡、申請理由は農業への新規参入で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。先ほどご説明いたしました一般法人による権利取得に関する特例要件を満たすとともに、農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、大木地内、畑、1,197㎡、申請理由は農業への新規参入で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。先ほどご説明いたしました一般法人による権利取得に関する特例要件、並びに下限面積の特例要件を満たすとともに、それ以外の農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

また、処理番号1号から3号は解除条件付貸借であることから、農地法第3条第4項の規定により、解除条件付き貸借の許可をしようとするときは、農業委員会はあらかじめ市長に通知することとされており、市長からは「営農計画について、施設、機械整備等初期投資及び無収益期間を含めて農業経営について具体的に計画するとともに、5年後の地域の農業振興と優良な農地維持を見据えて適切に管理いただきたい。」と意見が述べられております。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の2ページをご確認願います。

| 議案番号    | 2                                                | 処理番号 | 1 | 担当委員 | 栗島委員 |
|---------|--------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、もみの木保育園から東へ約 400m にあり、きれいに管理されていた。          |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。                  |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。                         |      |   |      |      |

| 議案番号    | 2                                                | 処理番号 | 2 | 担当委員 | 篠崎委員 |
|---------|--------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、東部中学校から北へ約 250m にあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。     |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月20日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。                  |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。                         |      |   |      |      |

|         |                                                      |      |   |      |      |
|---------|------------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 議案番号    | 2                                                    | 処理番号 | 3 | 担当委員 | 栗島委員 |
| 現地状況    | 申請地は、JA常総ひかり下妻梨第一選果場ら北へ約250mにあり、きれいに管理されていた。(ハウス建築中) |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし     |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月21日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。                    |      |   |      |      |
| 調査結果    | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。                             |      |   |      |      |

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。はい、齋藤委員。

齋藤委員

処理番号1と処理番号2ですが、議案書の一番右端の通作距離に2.1kmと4.4kmと書いてありますけれども、これはどういう意味でしょうか。

事務局（渡辺広行君）

齋藤委員のご質疑にお答えいたします。賃借人の住所地は■■■■県■■■■市にありまして、■■■■県■■■■市からこちらまで来るとなると車で1時間くらいかかってしまうということで、■■■■市で農業機械ですとか、休憩所ですとか、資材を置く場所の拠点を探しておりまして、この度、■■■■の近くに、倉庫を借りられることになりまして、そこが大木地内なんですけれども、そこを拠点として、作業されます。そこからの距離が半谷の農地ですと2.1km、大宝の農地ですと4.4kmというような表記をさせていただいております。よろしくお願いたします。

議長（会長 中山基君）

ただ今の説明でよろしいですか。はい、齋藤委員。

齋藤委員

関連ですが、本人でなくてもその従業員でも、その拠点に留まればよろしいということですね。

事務局（渡辺広行君）

はい、お答えいたします。今回、農地所有適格法人ではない一般の法人の会社が借りるということになりまして、条件がございまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。3ページの真ん中にある四角内の③番ですね、業務執行役員などのうち1人以上の者が耕作等に常時従事するとありまして、今回代表取締役■■■■様と従業員の方、2、3名の方で農業従事するというので、代表

取締役の■■■様は毎日とは来れないんですが、年間60日程度は農業従事するというので、条件を満たしております。また、担当の責任者の方が1年間ほど従事されるということで、こちらも一般の企業が農地を借りる際の条件として満たしておりますので、内容は大丈夫かなということで考えております。よろしくお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

ただ今の説明でよろしいですか。はい、齋藤委員。

齋藤委員

そういうことで理解はしたんですが、これからはこのような案件が多くなると思うんですね。そのことについて事後的なことですが、農業委員会または委員がですね、きちんと状況把握をやっていかなければならないかなと思いますし、事後のことも少しは考えていただきたいということで質問を終わります。

議長（会長 中山基君）

はい。齋藤委員の御発言の通り、この農地所有適格法人以外の法人による権利取得の特例については我々農業委員の理解とその後の状況把握も、我々の役目でありますので、皆さん全員がそういう面で今後理解して活動していただきたいと思います。

他にご質問ございませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

4ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、3筆、登記、田畑、現況、畑、合計1,927㎡、申請理由は、既存店舗の老朽化に伴い、店舗を移転したく、申請するものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、大木地内、4筆、登記、畑及び宅地、現況、畑、合計9,725.16㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、取引先に近い申請地に倉庫を建築するものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、大木地内、畑、258㎡、申請理由は、議案第3号処理番号2号の倉庫建築に伴い、隣接する申請地に駐車場を設けるものでございます。

5ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、平川戸地内、登記、田、現況、宅地、934㎡、申請理由は、平成15年頃より豚舎敷地として無断転用していたため、始末書添付の上、申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。また、出入口造成工事における下妻市及び常総工事事務所の道路工事施工承認、雨水排水計画における下妻市の道路占用許可が申請済みとなっております。

続きまして、参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。また汚水・雑排水処理計画における下妻市の放流承認を受けております。

続きまして、参考資料は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の3ページから4ページ上段をご確認願います。

|         |                                               |      |   |      |     |
|---------|-----------------------------------------------|------|---|------|-----|
| 議案番号    | 3                                             | 処理番号 | 1 | 担当委員 | 森委員 |
| 現 地 状 況 | 申請地は、下妻郵便局から南東へ約 250m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。 |      |   |      |     |
| 現地調査結果  | 9月22日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査                 |      |   |      |     |
| 申請人への確認 | 9月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。               |      |   |      |     |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、店舗へ転用することについて問題なしと判断。         |      |   |      |     |

|         |                                                               |      |   |      |      |
|---------|---------------------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 議案番号    | 3                                                             | 処理番号 | 2 | 担当委員 | 栗島委員 |
| 現 地 状 況 | 申請地は、J A常総ひかり下妻梨第一選果場から北西へ約 400m にあり、さつまいもが作付され、一部に雑草が繁茂していた。 |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月22日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査                                 |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月21日、申請人の自宅及び会社に訪問し、申請事由のとおりであることを確認。                        |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、倉庫へ転用することについて問題なしと判断。                         |      |   |      |      |

|         |                                                          |      |   |      |      |
|---------|----------------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 議案番号    | 3                                                        | 処理番号 | 3 | 担当委員 | 栗島委員 |
| 現 地 状 況 | 申請地は、J A常総ひかり下妻梨第一選果場から北西へ約 400m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。 |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月22日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査                            |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月21日、申請人の自宅及び会社に訪問し、申請事由のとおりであることを確認。                   |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、駐車場へ転用することについて問題なしと判断。                   |      |   |      |      |

|         |                                                     |      |   |      |      |
|---------|-----------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 議案番号    | 3                                                   | 処理番号 | 4 | 担当委員 | 白井委員 |
| 現 地 状 況 | 申請地は、平川戸ふるさとコミュニティセンターから北へ約 150m にあり、その内容は始末書で確認した。 |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月22日、地区委員 3名、事務局職員 渡辺係長と現地調査                       |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月20日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。                   |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、豚舎へ転用することについて問題なしと判断。               |      |   |      |      |

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

6ページ並びに、参考資料の9ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、高道祖地内、畑、931㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、駐車場が不足することから、申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は6ページ、参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内ある農地であるため、第2種農地と判断され、他の候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の4ページ中段をご確認願います。

| 議案番号    | 4                                                 | 処理番号 | 1 | 担当委員 | 飯村委員 |
|---------|---------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、高道祖市民センターから南東へ約 600m にあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。 |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月22日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査                      |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月18日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。             |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、駐車場へ転用することについて問題なしと判断。            |      |   |      |      |

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地の買受適格証明（3条）の交付決定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

7ページをご覧ください。

議案第5号、農地の買受適格証明（3条）の交付決定について、ご説明を申し上げます。

買受適格証明につきましては、農地の競売に参加するとき、または農地の公売に参加するときなどに必要なものであります。今回、1件の願出があり、関東信越国税局の公売物件であります。

処理番号1号、高道祖地内、2筆、田、合計1,683㎡、農業経営規模拡大のため、公売に参加したく願出されたものであり、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の4ページ下段をご確認願います。

| 議案番号    | 5                                                | 処理番号 | 1 | 担当委員 | 塚田委員 |
|---------|--------------------------------------------------|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、高道祖北部処理施設から南西へ約 400m にあり、稲刈りあとであった。         |      |   |      |      |
| 現地調査結果  | 9月16日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし |      |   |      |      |
| 申請人への確認 | 9月16日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。                |      |   |      |      |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。                         |      |   |      |      |

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、令和4年度 下妻市農業施策等に関する意見書について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第6号別紙をご覧ください。

議案第6号、令和4年度 下妻市農業施策等に関する意見書につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない」、と規定されております。つきましては、市長に提出する「別紙、意見書（案）」を本日ご審議いただくものでございます。

内容につきましては、海老澤補佐から説明いたさせます。

事務局（海老澤尚子君）

それでは、議案第6号「令和4年度下妻市農業施策等に関する意見書について」ご説明させていただきます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会が所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関等に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策等の改善について意見書を提出することと定められております。今回は、市に対し令和4年度の下妻市の農業施策やそれを裏付ける予算への反映に向けて、10月8日に市長への意見書提出を予定しております。本日は、その際に提出する意見書（案）を提示させていただいております。

2枚目をお開きください。こちらが提出する意見書の表紙となっております。

続きまして、次のページをお開きください。左側のページで、農業の現状や農業委員会の活動業務について触れ、本意見書の意義と「農業委員会等に関する法律」に基づき提出することをお示し、次のページから各種施策の推進について意見を申し立てております。

項目は5項目となります。1項目から順にご説明いたします。

「1、担い手への農地利用の集積・集約化について」では、担い手である農業者が効率よく安定した農業経営を行うには、昨年度実質化された「人・農地プラン」を核に農地中間管理事業を推進し、農地の利用集積・集約化に繋げていくことが必要であります。そのため、農地中間管理制度を効果的に運用できるよう、そのメリットや活用方法について広く情報発信し、関係機関と更なる連携を図り、担い手への集積・集約化を推進していただきたいとの意見内容となっております。

「2、新規就農者・親元就農者等、農業後継者の育成について」では、担い手不足の対策の一つとして、後継者の確保が重要であるため、就農を目指す次世代の担い手育成を要望するものです。就農希望者と指導者とのマッチング支援を積極的に行うなど、新規就農者や親元就農者を地域で支えていく体制づくりを進めるとともに、研修生を受け入れ後継者の育成を図る農家への支援制度を構築していただきたい。また、就農にあたって耕作地や拠点の選定、販売ルートの確保など総合的な支援体制の整備を要望するものです。

「3、中・小規模農業者を支援する補助事業について」では、国や県の農業施策に対する補助事業は、大規模経営に向けた補助要件が強く打ち出されていることから、中・小規模農家は利用できない状況であります。本市は大規模農家だけでなく、中・小規模農家も共存しながら地域農業を維持していくことが重要な地域であるため、中・小規模農家へも支援ができるような、市単独の農業が活性化する補助事業の創設を要望するものです。

「4、農業地帯における安全な市道整備と地域資源の適切な保全管理について」では、農業の効率化が進む中、基盤整備がされていない地域では道路が狭いところが多く、通行に支障をきたすほか、大型農耕車両の進入ができないことから農地の集積・集約化の推進が難しく、圃場や道路の荒廃に繋がる可能性が高い状況です。このことから、農業者が安全かつ効率的に農業経営を行えるよ

うに、拡幅も含めた市道整備と適切な管理を積極的に図っていただきたいこと。また、水路や道路等の地域資源の保全管理について、多面的機能支払交付金事業等を効果的に活用できるように地域への情報発信を行い、推進をお願いする意見内容です。

「5、農業委員会組織の充実について」では、農業を取り巻く環境が厳しくなったことに伴い、農業者の代表機関である農業委員会の活動についても、国から求められる役割が年々重責を担うものとなっております。また、それに伴う事務量の増加と事務内容の高度化に対応するため、専門知識を持った職員の育成・確保と事務局の機能の強化を要望する内容でございます。

以上、当該意見書の決定につきまして、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。はい、齋藤委員。

齋藤委員

3番の中・小規模農業者の支援をする補助事業について、最後に市単独の農業が活性化する補助事業の創設を要望するということが書いてあるんですけど、具体的にはどのようなことか、要望すると言っても案を出していかないと市の方は対応ができないのではないか、その点どういう考えがあるんでしょうか。

事務局（海老澤尚子君）

齋藤委員のご質疑にお答えいたします。補助事業の関係ですけれども、一番農家の方からいただくご意見、要望としては、農業機械購入の際に大きな負担となるので利用できる補助事業はないだろうかということでございます。農業機械の補助金等についてですが、大規模農家の方は利用できる補助事業がありますが、中・小規模農家の方は利用できるものが、今のところございません。中・小規模農家の機械購入の一部を補助するとなるとかなりの予算も必要となってくるので、ある程度対象を限定したり、上限を設けたりする必要もあると思いますが、一つの案といたしましては、生産コストを抑えたい農業者、特に新規農業者や高齢農業者を中心に中古農業機械やリース・レンタルに対するニーズが年々高まっておりますので、経済的負担軽減のために、中古農業機械の購入に対する補助金制度の創設やリース方式などによる機械の活用ができる支援方策について検討していただく要望などが考えられるかと思っております。よろしくお願いたします。

齋藤委員

概ねわかったんですが、大変難しい問題で海老澤補佐にお答えいただくのは恐縮だったんですけど、やはりこういうものは、農家の意見を基に、中・小規模農家が何を求めているか、高齢化した農家が何を求めているかをよく把握して、生きた補助事業にさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（会長 中山基君）

はい。ありがとうございます。実際、下妻市の農業も、先ほど海老澤補佐からありましたように、

大規模農業だけでは、農業ができません。やはり高齢者を含めた中・小規模農業者も担っていかないと荒廃農地が拡大してしまいますので、何らかのアクションを市にも起こさなくてはならないかなという意味を込めて、農業委員会と農政課が一体となった形で、この荒廃農地の縮小を一つの基本とした形でこのような補助事業を市長にお願いして考えていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

他にご意見ありませんか。はい、木村委員。

木村委員

質疑ではなくてお願いですが、先ほど■■■■地区でも■■■■農業経験の少ない方が、これから野菜を作りたいということで、60アールの農地の購入申請があったと思いますけれど、■■■■■■■■■■実家にいるときに農業経験はありますと答えたんですが、■■■■■■■■■■ブリーダーの方なんです、野菜作りで申請は出ているんですけども、許可後に太陽光発電などを作られては困るので、不安になりそのことについて触れましたら、「それはありません。野菜を作ります。」とはっきりと答えたので、ほっとしているところですが、今の意見書にも出ていたように、そのような方にいろいろアドバイスというか導きをぜひ行政側からもお願いできればありがたいなと思います。

議長（会長 中山基君）

はい、ありがとうございます。農業委員会と農政課は一体ですので、連絡を取り合ってより効率的な施策の方へ導いていただくよう要望いたします。

他にご意見ございませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

ご意見がないようなので、お諮りいたします。

本案につきましては原案の通り意見書を提出することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の、表題より（案）を削除願います。

続いて、議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第7号の別紙をご覧ください。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について農地中間管理事業につきましては、農地を貸したい農家から、機構が借り受けて、中間管理権の設定をするための農用地利用集積計画を定めるものでございます。

内容につきましては、飯塚主査から説明いたさせます。

事務局（飯塚美紀子君）

それでは、議案第7号、令和3年度農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。こちらは、公益社団法人 茨城県農林振興公社が実施する農地中間管理事業を活用した農用地利用集積計画でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項におきまして、「市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますので、本日議案として上程するものでございます。

それでは、お手元の議案第7号の資料をご覧ください。3枚目を開き、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

今回、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する農地につきましては、田が67筆、183,233㎡、畑が68筆、57,351.50㎡、合計いたしますと、135筆、240,584.50㎡となり、貸し手は75名、借人は茨城県農林振興公社で、今月末に公告をし、開始は12月1日となり、期間は10年間でございます。内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一覧をご覧ください。左から利用権設定者、利用権設定農用地、設定を受ける者、設定する利用権の内容となっております。以下9ページまで135筆ございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の、表題より（案）を削除願います。

続いて、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第8号の別紙をご覧ください。

議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるための農用地利用配分計画（案）に対し、下妻市長より農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、飯塚主査から説明いたさせます。

事務局（飯塚美紀子君）

それでは、議案第8号、令和3年度農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項におきまして、「市町村等は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」となっておりますので、本日、議案として上程したものでございます。

お手元の議案第8号の資料をご覧ください。3枚目をお開きください。農用地利用配分計画（案）総括表をご覧ください。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。まず、表の上段でございますが、新規分につきましては、貸借期間が10年で、配分面積は田が67筆、183,233㎡、畑が68筆、57,351.50㎡、合計135筆、240,584.50㎡、地権者が75名、配分を受ける者が23名でございます。こちらにつきましては、議案第7号にてご承認いただいた公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得した農地を受け手に配分するものでございます。

続きまして、表の下段の再配分につきましては、受け手の変更に伴い、配分計画を変更するものでございます。まず、貸借期間が3年1ヵ月と4年4ヵ月のものになりまして、それぞれ畑が1筆ずつ、計2,118㎡で、地権者、配分を受ける者共に1名ずつでございます。内容につきましては、次の1ページから11ページまでの農用地利用配分計画一覧の記載のとおりでございます。

なお、本配分計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

ご意見がないようなので、お諮りいたします。

本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

8ページをお開き願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出については、今回2件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、小島地内、登記、山林、現況、畑、208㎡、届出理由は、下水道工事に伴い、仮設現場事務所及び資材置場として一時転用したく下妻市より届出されたものであります。去る、8月27日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、鬼怒地内、畑、535㎡、届出理由は、側溝改修工事に伴い、仮設現場事務所及び資材置場として一時転用したく下妻市より届出されたものであります。去る、8月27日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

9ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書9ページから13ページに記載の通り、22件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

皆さんから何かございましたらご発言願います。

（発言なし）

議長（会長 中山基君）

以上を持ちまして、令和3年第9回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重なるご審議ありがとうございました。

（午後2時20分閉会）

議長

---

署名委員

---

署名委員

---